

令和8年4月1日から、汲み取り手数料が変わります。

当地域のし尿処理事業は、大洲市、内子町、伊予市及び砥部町の4市町で運営される大洲・喜多衛生事務組合（清流園）の指定する許可業者により行われています。

そのし尿汲み取り料金につきまして、人件費の上昇や昨今の経済情勢を鑑みて、やむを得ず改定をすることになりました。

改定後の汲み取り手数料は、次のとおりです。

○し尿及び浄化槽汚泥に係る汚泥の収集、運搬及び処分についての手数料（消費税込み）

大洲市

区域 平成17年1月10日 における区域	単位	現行 手数料 [円]
大洲市及び長浜町の区域	18 リットル	156
肱川町の区域	〃	178
河辺村の区域	〃	187

改定後手数料

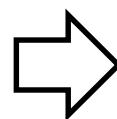
[円]

令和8年4月1日から

171

195

205



内子町

区域 平成16年12月31日 における区域	単位	現行 手数料 [円]
内子町及び五十崎町の区域	18 リットル	162
小田町の区域	〃	186

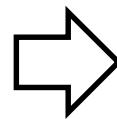
改定後手数料

[円]

令和8年4月1日から

178

204



伊予市

区域 平成 17 年 3 月 31 日 における区域	単位	現行 手数料 [円]
双海町の区域	18 リットル	190
中山町の区域	〃	201

改定後手数料

[円]

令和 8 年 4 月 1 日から

209

221



砥部町

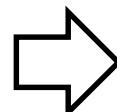
区域 平成 16 年 12 月 31 日 における区域	単位	現行 手数料 [円]
広田村の区域	18 リットル	221

改定後手数料

[円]

令和 8 年 4 月 1 日から

243



備考 18 リットル未満の端数を生じたときは、これを 18 リットルとして計算する。

請求金額の 10 円未満の端数は切り捨てるものとする。

※ なお、合併浄化槽に台所の油などは流さないようにしましょう。浄化槽の処理能力が低下してしまいます。

問い合わせ先

愛媛県大洲市米津乙 1 番地の 2

大洲・喜多衛生事務組合 清流園

電話 0893-26-0200